

課外活動について (2014 年度)

課外活動関係での連絡・確認事項をまとめました。原則的に、ここに記載したとおり今年度の課外活動関連の受付をおこないません。但し、B!bbs や掲示板等での連絡にも注意しておいてください。

意見要望がある場合は、学友会または教育支援課に申し出てください。

正規の手続をおこない、団体として認められないと学内での活動（勧誘活動、ピラ配り、説明会、立て看板設置など）ができません。必ず手続をするようにしてください。
手続されていない状態で、ピラ配布・立て看板設置などがされている場合、撤去します。


1. 課外活動の期間設定および時間 (2014 年度)

課外活動をおこなう際には、所定の手続が必要です。定期的に活動をおこなう場合は、1 回の手続で施設の定期使用が認められます。なお、定期的な活動以外は随時手続をおこなってください。

① 期間設定

課外活動のために設定している期間は以下の通りです。

	使用許可期間	行事予定	課外活動	提出〆切
春学期	4 月 1 日(火)～4 月 12 日(土)	リエンション期間	前年度定期使用継続期間	—
	4 月 14 日(月)～5 月 31 日(土)	春学期授業期間	前年度定期使用継続期間	—
	6 月 2 日(月)～7 月 29 日(火)	春学期授業期間	2014 年度定期使用	申請施設により異なる
	7 月 30 日(水)～8 月 5 日(火)	春学期定期試験期間	2014 年度定期使用	
	8 月 6 日(水)～9 月 21 日(日)	夏季休業	夏季休業中の活動	7 月上旬
	[8 月 25 日(月)～9 月 5 日(金)]	集中講義	※定期使用を基本としますが、試験・授業により活動時間の変更・使用不可になる可能性があります。	
	[9 月 6 日(土)～9 月 9 日(火)] [9 月 12 日(金)]	追再試期間 4 年生追試の再試		
秋学期	9 月 22 日(月)～12 月 22 日(月)	秋学期授業期間	2014 年度定期使用	—
	12 月 23 日(火)～1 月 8 日(木)	冬季休業	冬季休業中の活動	11 月下旬
	1 月 9 日(金)～1 月 26 日(月)	秋学期授業期間	2014 年度定期使用	—
	1 月 27 日(火)～2 月 2 日(月)	秋学期定期試験期間	2014 年度定期使用	—
	2 月 4 日(水)～3 月 31 日(火)	春季休業	春季休業中の活動	1 月中旬
	[2 月 10 日(火)～2 月 18 日(水)]	集中講義	※定期使用を基本としますが、試験・授業により活動時間の変更・使用不可になる可能性があります。	
	[2 月 24 日(火)～2 月 27 日(金)] [3 月 4 日(水)]	追再試期間 4 年生追試の再試		

 **4、5 月の定期使用は前年度の定期使用を引き継ぎます。**よって、今年度提出された定期使用の申請は特に断りのない限り、2015 年 5 月末日まで有効とします。

②定期使用について

定期使用の申請をおこなうことで、**今年度6月2日～次年度5月末日までの定期的な施設利用が認められます。**定期使用として申請した内容以外の活動に関しては、随時手続をおこなってください。(なお、日曜・祝日の施設の定期使用はできませんので、指定された受付日に手続きしてください。)

また、夏季・冬季・春季休業中の活動は、定期使用とは別に受付をします(体育会・文化会を優先)。それぞれ決められた期限までに手続して下さい。

③課外活動の許可時間

課外活動が認められている時間は以下の通りです

期間	曜日	時間	備考
授業期間中 (含む補講期間)	平日	12:30 ~ 13:20	授業に支障がないと判断した場合、 16:40より認める場合がある 補講時には認めない場合もある 授業実施時は除く
		18:10 ~ 21:00	
	土曜	9:00 ~ 21:00	
	日曜・祝日	9:00 ~ 21:00	
定期試験期間 (追・再試験含む)	月～土	当日の全試験終了後より	試験時間割で確認してください
	日曜・祝日	9:00 ~ 21:00	
長期休業中 (夏季・冬季・春季休業)	平日	9:00 ~ 21:00	
	土曜		
	日曜・祝日		

④日曜・祝日の利用及び定期使用以外の利用について

日曜・祝日及び定期使用以外での利用を希望する場合は下記受付開始日以降に手続して下さい。但し、学友会登録団体とその他で申込開始時が異なりますので注意してください。なお、**2014年度は祝日授業・振替授業が実施されます。該当する日は平日の定期使用を適用します。**

受付日	
学友会登録団体	利用日の1か月前の初日(下表参照)
その他・個人	利用日の7日前

《2014年度の施設利用の受付日(学友会登録団体)》

受付日	対象月	受付日	対象月
4月 1日(火)	5月の受付	10月 1日(水)	11月の受付
5月 1日(木)	6月の受付	11月 1日(土)	12月の受付
6月 2日(月)	7月の受付	12月 1日(月)	1月の受付
7月 1日(火)	8月、9月の受付	1月 9日(金)	2月、3月の受付
8月 1日(金)	受付なし	3月 2日(月)	4月の受付
9月 1日(月)	10月の受付		

※学友会登録団体以外は活動日の7日前から受付

《2014年度の祝日授業・振替授業実施日(=定期使用適用日)》

祝日授業 振替授業実施日	定期使用 適用曜日	祝日授業 振替授業実施日	定期使用 適用曜日
4月19日(土):月曜振替授業日	月曜日	10月17日(金):創立記念日	金曜日
4月29日(火):昭和の日	火曜日	11月 3日(月):文化の日	月曜日
9月23日(火):秋分の日	火曜日	11月24日(月):振替休日	月曜日
10月13日(月):体育の日	月曜日	2月11日(水):建国記念日	水曜日

【注 意】

①入学試験や資格試験等の会場になった場合、大学の主催行事等が行われることになった場合には、活動を急遽取消・制限をすることがあります。

Exp. 新年度オリエンテーション期間（4月初旬）、聳塔祭期間、清掃日（不定期）、入学試験、卒業式など

②聳塔祭期間中（10月24日～27

日）は定期使用対象外です。また、原則として学内での課外活動はできません。

③入学試験の実施日、準備日は活動できませんので、注意してください。日程は学内の掲示板及び教育支援課ホームページを確認してください。

2. 活動内容と書類の種類

	活動内容	提出先	必要な書類	※切
ク ラ ブ 活 動 を お こ な う	クラブ・サークルを設立したい／次年度も継続してサークル活動をおこないたい	学友会	団体設立願・継続願（その他添付資料あり）を提出してください。	別途指示
	教室を使用したい	教育支援課	活動許可願を提出してください。	3日前
	体育館・グラウンド・テニスコートを使用したい	教育支援課	平日・土曜日は体育会所属団体の優先利用になります。休日の利用は、利用受付開始日以降（前掲）に教育支援課で予約をし、活動許可願を提出してください。	3日前
	学内・学外で試合（発表会など含む）をおこなう	教育支援課	活動許可願を提出してください。後日、試合結果を活動結果報告書で報告してください。 学内で試合（公式戦）を行う場合、要項の提出により受付開始以前に申込を可能とします。教育支援課に相談してください。	3日前
	学外（民間・公営のテニスコート、プールなど）で活動したい	教育支援課	活動許可願と学外活動参加者名簿を提出してください。	3日前
	長期休業中に活動したい	体育会 教育支援課	夏季・冬季・春季休業中に活動をおこなう場合は、別途活動許可願の提出が必要です。	別途指示
	合宿に行きたい	教育支援課	合宿許可願を提出してください。	1週間前
合 宿 に 行 き た い	八ヶ岳寮を利用したい	教育支援課	利用受付日開始日以降に予約の手続きをしてください。	3日前
	大学を集合場所として、バスで合宿に行きたい。	教育支援課	合宿許可願とともに車両乗入れ願を提出してください。	1週間前
	荷物を運ぶために自動車を学内に乗り入れたい	教育支援課	車両乗入れ願を提出してください。	1週間前
	学外から指導者を呼びたい	教育支援課	学外指導者届を提出してください。1度登録すれば、年度内有効です。	教育支援課の定めた期間
そ の 他	（クラブ・サークルではなく）個人で学内の施設を利用したい	教育支援課	活動許可願を提出してください。	3日前
	試合等で授業を欠席する	教育支援課	事前に教育支援課で相談して下さい。	随時

3. 施設・備品について

【施設】

施設名	備考
音楽練習室 A・B・C	厚生棟 4 階にあります。文化会所属団体の優先利用になります。楽器の貸出はありません。
多目的ホール	厚生棟 2 階にあります。壁面に舞台が収納。また、プロジェクター、スクリーンが設置されているため、演劇や上映会に使用できます。教育支援課で手続きしてください。
放送室	主に放送部が使用しています。
弓道場	主に弓道部が使用しています。
体育館大アリーナ	平日は授業で使用していないときに限り使用できます(占有することはできません)。備品を使用する場合は教育支援課で手続きしてください。4 限以降は体育会所属団体が優先的に使用します。休日は事前に教育支援課で手続きのうえ利用できます。
体育館小アリーナ	
グラウンド	
テニスコート A・B・C	
トレーニングルーム	部室棟 1 階にトレーニング器具を備えています。体育会所属団体は体育会、その他の利用希望者は教育支援課で手続きをして下さい。
教室	教育支援課で手続きすれば誰でも使用できます。平日は昼休みと 5 限終了後、休日は 9 時～21 時で使用可能

※ 施設を使用する場合、使用後は必ず清掃をおこなってください。また、退出時には照明等の消し忘れをしないよう注意してください。使用状況が悪い場合、以後の利用を認めないこともあります。

4. 活動結果報告書

体育会・文化会に所属する団体は毎月、その他の団体は試合や発表会など特別な活動をおこなった際に提出して下さい。提出状況、報告された内容を元に、**奨励金支給時の査定資料・課外活動表彰の選考資料**とするほか、学園の各種資料・ホームページ等に掲載します。

5. メールボックス

学友会登録団体には事務棟 1 階教育支援課前にメールボックスが用意されます。大学からの連絡事項、また各種許可書、書類、連絡物はメールボックスへ投函しますので、団体の代表者は毎日必ずメールボックスを確認してください。

6. 各種奨励金について

①学生活動一般奨励金

体育会・文化会に所属する団体の通常の活動を支援するため、大学と同窓会である藍蔘会によって奨励金を支給します。奨励金を希望する団体は申請書を提出してください。申請書の提出に基づき、査定したのち、奨励金を支給します。

②課外活動特別奨励金

学友会登録団体が試合に参加し、全国大会などの上位大会に進んだ際、その経費（大会が定めた参加費、交通費（公共交通機関利用）と宿泊費のみ）を一部補助する場合があります。詳細は教育支援課に問い合わせてください。

③学外施設利用費補助（体育会所属団体・文化会所属団体）

体育会・文化会に所属する団体が学外の施設を利用して活動を行った際の費用を補助します。半期（春学期・秋学期）ごとに教育支援課で手続きしてください。

7. 課外活動表彰

課外活動にて顕著な成績を収めた際、表彰することがあります。表彰者には賞状と記念品が贈られます（団体表彰の場合は備品援助）。「活動結果報告書」はこの際の選考資料になりますので、必ず提出するようにしてください。

8. 学校法人文教大学学園スポーツ・学術優秀功績者表彰

課外活動等において、学園の名を全国的に高めるとともに、顕著な成績を収めた際、表彰することがあります。表彰者には、賞状と副賞（奨励金）が贈られます。

9. ホームページ掲載

在学生やクラブ・サークル等の活動・イベント等の情報、活動結果を湘南キャンパスのホームページ（または教育支援課ホームページ）に掲載することが出来ます。掲載申請を教育支援課に提出して下さい。

10. ホームページへの情報掲載・リンクについて

クラブ、サークルのホームページを開設している団体は、文教大学のホームページとリンクすることができます。リンクを希望する団体は下記アドレスより手続きを行ってください。ただし、リンクするには大学の設定した条件を満たしたものに限りです。

※昨年リンクの手続きをおこなった団体も今年度手続きが必要です。手続きしない場合は、6月末でリンクがはずされてしまいますので注意してください。

文教大学 HP 内 http://www.bunkyo.ac.jp/guide/campus/l_linkguide.htm

11. 学外から指導者を呼ぶ場合

学外から、クラブの指導者を呼ぶ場合は、**届出が必要です**。学外指導者届に必要な事項を記入のうえ、教育支援課に提出して下さい。年度内有効ですので、毎年更新の手続きをおこなってください。

【注意事項】



大学からの課外活動についての連絡は原則として、B!bbs および掲示板、メールボックスでお知らせします。団体の代表者は、これらをこまめに確認するようにしてください。情報を確認しなかったことによる不利益に対する異議申し立ては認められません。また、活動許可願の「許可証」は必ず、保管しておいてください。許可証が発行されなければ、活動はできませんので期間に余裕を持って提出をしてください。